

(第1号様式)

豊浦町社会館(豊浦町地域交流センター)使用許可申請書兼請求書

申請日 令和 年 月 日

指定管理者 豊浦町商工会長 様

申請者

住所

団体名

代表者名

電話番号

次のとおり、社会館(地域交流センター)を使用したいので申請いたします。

使用区分	☐ 一般・個人 ☐ 使用料が免除になる団体 ☐ 使用料が半額になる団体 ☐ 営利事業 ☐ 葬祭事業 ☐ その他						
使用目的							
使用人員	大人 子供	人 人	連絡先氏名		連絡先電話		
使用期間	自 令和 年 月 日() 午前・午後 時 分 至 令和 年 月 日() 午前・午後 時 分						
使用物品	机(枚) / 椅子(脚) / その他()						
社会館	使用先	午前 9~12時	午後 12~17時	オール 9~17時	夜間 17~21時	全日 9~21時	暖房料(1h) 11/1~4/30
	大ホール	600円	800円	1,200円	1,200円	2,400円	200円
	小ホール	200円	300円	400円	400円	800円	50円
	団体室						
	和室	400円	600円	800円	800円	1,600円	100円
	会議室	300円	300円	500円	500円	1,000円	50円
全館	夏季 (5/1~10/31)		16,200円	冬季 (11/1~4/30)		27,400円	
文化ホール	入場料徴収別体系		使用料(基本料)		音響設備	照明設備	ピアノ
	1,000円未満		@2,600× h	円	3,000円	3,500円	5,000円
	1,000円以上3,000円以下		@3,900× h	円			
	3,001円以上		@5,200× h	円			
	暖房料(基本料30%増)		円				

■ 社会館については、葬祭事業が優先されるため、会場変更等を要請する場合もあることをご了承願います。

上記申請について使用を許可するとともに、次のとおり使用料金等を請求いたします。

令和 年 月 日

領収年月日

(取扱者 豊浦町商工会)

令和 年 月 日

請求額	使用料	暖房料	設備等	合計

税率10%(税抜)	消費税額

キリトリ

使用許可証及び領収書					令和 年 月 日	
使用許可申請者 様						
申請のとおりに使用を(許可・不許可)します。						
(取扱者 豊浦町商工会)						
請求額	使用料	暖房料	設備等	合計	税率10%(税抜)	消費税額
上記使用料金について、正に領収いたしました。						
住所 虻田郡豊浦町字幸町86番地2				登録番号 T5430005009732		
氏名 豊浦町商工会 会長 金丸 淳 ㊞						
電話 0142-83-2221						
(取扱者 領収：豊浦町／公金収納事務受託者：豊浦町商工会)						

使用料の徴収について（＊個人使用料は使用料一覧表で確認）

使用料が免除になる団体、半額になる団体は下記のとおりです。

① 使用料が免除になる団体（豊浦町内）

- 1 豊浦町（消防・社会福祉協議会・自治会含）
- 2 農業・漁業関係団体
- 3 教育関係団体（校長会・教頭会・部活動等含）
- 4 社会教育関係団体（文化団体協議会・スポーツ協会本部・PTA連合会・スポーツ少年団）

② 使用料が半額になる団体（豊浦町内）

- 1 各学校PTA関係
- 2 文化団体協議会加盟団体
- 3 スポーツ協会加盟団体
- 4 子ども会関係
- 5 サークル関係団体
- 6 青年団・女性団体
- 7 福祉団体
- 8 産業団体

使用者は、各号を厳守するとともに参加者にも厳守させるよう願います。

- (1) 許可なく所定の時間を延長しないこと。
- (2) 許可なく所定の場所以外に、はり紙、くぎ打ちなどをしないこと。
- (3) 許可された室以外に出入しないこと。
- (4) 許可なく物品等を搬入しないこと。
- (5) 所定の場所並びに灰皿のある場所以外で喫煙しないこと。
- (6) 許可なく会館の内外で物品を販売若しくは金品の寄付募集等をしないこと。
- (7) 備付の物品等をき損するような行為又は室から許可なく持出さないこと。
- (8) 使用後は、火器を点検し、備品を所定の場所に整理し、清掃の上、係員の検査を受け引継ぐこと。
- (9) その他、使用については、条例並びに管理規則を遵守し、係員の指示に従うこと。